

沖縄県漁港漁場関係事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、水産業の振興を図るため、市町村、漁業協同組合及び漁業協同組合連合会が漁港漁場関係事業を行う場合に当該事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、水産基盤整備事業補助金交付要綱（平成13年4月13日付け12水港第4494号農林水産事務次官依命通知）、沖縄振興公共投資交付金交付要綱（平成24年4月6日付け23地第484号。以下「投資交付金交付要綱」という。）、漁港機能増進事業補助金交付要綱（平成29年3月31日付け28水港第3295号 農林水産事務次官依命通知）及び沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において漁港漁場関係事業とは、次に掲げるものをいう。

(1) 水産生産基盤整備事業

水産資源の増大及び水産物の生産強化を図るため、浅海域における漁場、藻場・干潟、養殖場と密接に関連する漁港の一体的な整備と、水域の環境保全対策を総合的に実施する事業をいう。

(2) 水産物供給基盤機能保全事業

効率的で効果的な漁港施設の更新を図るため、漁港施設の老朽化状況を調べる機能診断の実施及び機能診断結果に基づく機能保全計画の策定、並びに計画に基づく保全工事を行う事業をいう。

(3) 水産環境整備事業

水産資源の生産力の向上とともに豊かな生態系の維持・回復を図るための漁場施設の整備及び水域の環境保全対策として水産資源の生息場の環境改善を行う事業をいう。

(4) 地域水産物供給基盤整備事業

地域の特性を活かしつつ、漁港及び漁場等の整備、地域における水産資源の維持増大並びに生産流通機能の強化を図り、もって地域の水産業の健全な発展を図る事業をいう。

(5) 漁港環境整備事業

漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第6条の規定に基づき指定された漁港区域内の漁港施設用地等において行う植栽、休憩所、運動施設、親水施設、安全情報伝達施設等漁港の環境向上に必要な施設の整備等の事業をいう。

(6) 漁業集落環境整備事業

漁業及び漁村の健全な発展に資する目的で行う漁業集落道整備、水産飲雑用水施設整備、漁業集落排水施設整備及び用地整備等の事業をいう。

(7) 海岸環境整備事業

海岸法（昭和31年法律第101号）第40条第1項第2号及び第2項に規定する区域に係る海岸保全区域内において実施する離岸堤、突堤、護岸、遊歩道、養浜、植栽及びその他附帯施設等の新設又は改良の事業をいう。

(8) 漁村地域整備交付金

地域の創造力を活かせるように、地域の既存ストックの有効活用等を通じた生産基盤と生活環境施設の効率的整備を推進し、個性的で豊かな漁村の再生を支援する事業をいう。

(9) 漁港海岸事業

高潮、津波、波浪、海岸浸食等による被害から海岸を防護し、もって国土の保全を図り、併せて国民の保護の場としてその利用に供するため、潤いのある海岸整備を行うための事業をいう。

(10) 漁港機能増進事業

漁港ストック効果の最大化を図りつつ、漁村の活力を取り戻すため、就労環境の改善や施設の有効活用など、漁港機能を増進する取組を推進する事業をいう。

(補助の対象及び補助率)

第3条 補助の対象となる経費及び補助率は、別表1のとおりとする。

(補助金等の交付申請)

第4条 規則第3条の規定に基づき、補助金（又は交付金）の交付を申請しようとする者は、補助金等交付申請書（第1号様式。但し、投資交付金交付要綱に係る事業の場合は第1－2号様式）を知事に提出しなければならない。

- 2 1の規定による申請書を提出するに当たっては、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業実施主体に係る部分については、この限りではない。

(補助金交付決定前の着手)

第5条 別表1（第3条関係）の投資交付金交付要綱に係る事業の事業実施主体は、補助金交付決定前に交付対象事業に着手する必要がある場合には、交付決定前着手届（第2号様式）を沖縄県知事あて提出しなければならない。

(補助事業の変更承認及び中止又は廃止の申請)

第6条 補助金の交付の決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げる事項につき知事の承認を受けようとする場合は、補助金等交付決定変更申請書（第3号様式。但し、投資交付金交付要綱に係る事業の場合は第3－2号様式）を知事に提出しなければならない。

- (1) 補助事業の内容の変更（知事が定める軽微な変更を除く。）
- (2) 補助事業の経費の配分の変更（知事が定める軽微な変更を除く。）
- (3) 補助事業の中止又は廃止

2 前項に規定する知事が定める軽微な変更は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更で次に掲げるもののいずれにも該当しないもの

ア 手戻工事に伴うもの

イ 施行位置又は計画法線を変更するもの

ウ 標準構造を変更するもので、かつ、基本設計条件又は基本型式の変更に伴うもの

エ 実施工法を変更するもので、かつ、その変更により工種ごとに当該工事に要する経費の額が増加し、又は当該工事の数量が減少するもの

- (2) 補助事業に要する経費の配分の変更で次に掲げるもののいずれにも該当せず、かつ、その変更により当該事業に要する経費に対する補助金の額が増加することとならないもの

ア 費目（本工事にあつては、工種）の新設又は廃止によるもの

イ 工事費の費目（本工事にあつては、工種）ごとの経費の額の増加を伴うものでその増加額が当該経費の額の100分の30に相当する金額（当該経費の額の100分の30に相当する金額が400万円以下の場合にあつては、400万円）又は2,000万円のいずれかを超えるもの

(補助事業の予定期間延長承認申請等)

第7条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合は、事前に予定期間延長承認申請書（第4号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(事業着手届)

第8条 補助事業者は、補助金の交付の決定の通知を受けた場合は、遅滞なく事業に着手し、事業に着手したときはすみやかに事業着手届(第5号様式)を知事に提出しなければならない。

(事業遂行状況報告)

第9条 補助事業者は、各四半期(第4・四半期は除く。)の末日現在において事業遂行状況報告書(第6号様式。但し、投資交付金交付要綱に係る事業の場合は第6-2号様式を作成し、当該四半期の最終月の翌月の10日までにこれを知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)は、その日から30日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた年度の3月31日のいずれか早い期日までに、実績報告書(第7号様式。但し、投資交付金交付要綱に係る事業の場合は第7-2号様式)を知事に提出しなければならない。

2 補助金の交付の決定があった年度において完了しなかった補助事業については、翌年度の4月10日までに年度終了報告書(第8号様式。但し、投資交付金交付要綱に係る事業の場合は8-2号様式)を知事に提出しなければならない。

3 第4条第2項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出するにあたって、第4条第2項に該当した場合について当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

4 第4条第2項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した各事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を第9号様式により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定(規則13条の規定による補助金等の額の確定をいう。)のあった日の翌年6月20日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

(書類の経由等)

第11条 この要綱に基づき知事に提出する書類は、所管の農林土木事務所、農林水産振興センターを経由しなければならない。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行し、平成9年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行し、平成13年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行し、平成14年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。ただし、平成15年度以前の予算に係る旧要綱に基づく事業については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。ただし、平成16年度以前の予算に係る旧要綱に基づく事業については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日より施行する。ただし、平成18年度以前の予算に係る旧要綱に基づく事業については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日より施行する。ただし、平成19年度以前の予算に係る旧要綱に基づく事業については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日より施行する。ただし、平成21年度以前の予算に係る旧要綱に基づく事業については、なお、従前の例による。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日より施行する。ただし、平成22年度以前の予算に係る旧要綱に基づく事業については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成24年4月6日より施行する。ただし、平成23年度以前の予算に係る旧要綱に基づく事業については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日より施行する。ただし、平成26年度以前の予算に係る旧要綱に基づく事業については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日より施行する。ただし、平成28年度以前の予算に係る旧要綱に基づく事業については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日より施行する。ただし、平成29年度以前の予算に係る旧要綱に基づく事業については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日より施行する。ただし、旧要綱に基づく様式は、この通知による改正後の様式とみなす。

別表 1 (第3条関係)

補助事業名		経 費	補助率	
			本 島	離 島
水産基盤整備事業	水産生産基盤整備事業	(1)漁港施設の整備に要する経費	9/10以内	
		(2)漁場施設の整備に要する経費	5/6 以上	
	水産物供給基盤機能保全事業	(1)漁港施設の保全に要する経費	9/10以内	
		(2)増殖場の保全に要する経費	6/10以内	
水産環境整備事業	漁場施設の整備に要する経費	1/2 以内		
沖縄振興公共投資交付金	地域水産物供給基盤整備事業	(1) 市町村が行う漁港施設の整備にあつては、次のとおりとする。 ア 基本施設又は輸送施設若しくは公共施設用地 イ 漁港浄化施設	(1) 79/10以内 45/10以内	
		(2) 市町村が行う魚礁及び養殖場の整備に要する経費	(2) 5/6 以上	
		(3) 市町村が行う増殖場の整備に要する経費	(3) 6/10 以内	
		(4) 市町村が行う事業のうち、水産業共同組合が実施する荷さばき所の整備に要する経費	(4) 1/2 以内	
		(5) 漁業協同組合又は漁業共同組合連合会が行う魚礁の整備に要する経費	(5) 5/6 以上	
		(6) 漁業協同組合又は漁業共同組合連合会が行う魚礁の整備に要する経費につき、市町村がその経費の5/6以上補助する場合に要する経費	(6) 5/6 以上	
		(7) 市町村が行う主要関連道の整備に要する経費	(7) 4/5 以内	
		(8) 市町村が行う付帯関連道の整備に要する経費	(8) 1/2 以内	
		(9) 市町村が行う一般漁港関連道の整備に要する経費	(9) 1/2 以内	
	漁港環境整備事業	市町村が行う左記事業に要する経費	7.5/10以内	8/10以内
漁業集落環境整備事業	市町村が行う左記事業に要する経費	7.75/10以内	8.25/10以内	
海岸環境整備事業	市町村が行う左記事業に要する経費	1/3 以内		
漁村地域整備交付金事業	(1)漁港施設の整備に要する経費	8.5/10以内	9.5/10以内	
	(2)漁場施設の整備に要する経費	8.5/10以内	8.75/10以内	
	(3)環境施設の整備に要する経費			
	(4)集落環境施設の整備に要する経費			
	(5)水域環境保全の整備に要する経費			
	(6)地域創造型の整備に要する経費			
漁港海岸事業	市町村が行う左記事業に要する経費	9/10以内		
(非公共)増進事業	漁港機能増進事業	(1)漁港施設の整備に要する経費	9/10以内	
		(2)魚礁、増殖場、養殖場及び漁場の保全のための整備に要する経費	6/10以内	
		(3)その他の施設の整備に要する経費	1/2 以内	

※上表中の「離島」とは、沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第3項の規程に基づき指定された離島をいう。